

# 「北海道原子力防災カレンダー2024」に係る絵画募集等実施要領

## 第1 目的

この要領は、小・中学校児童・生徒から募集した絵画を掲載した北海道原子力防災カレンダー2024（以下「カレンダー」という。）を作成、配布すること等に関し、必要な事項を定め、もって道における原子力防災対策の推進に資することを目的とする。

## 第2 絵画の募集

次により絵画を募集する。

### 1 応募資格

泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「13町村」という。）の小・中学校に在学する児童・生徒。

### 2 作品のテーマ等

13町村のイベント・行事、四季折々の風景等。

(1) 用紙はB3又は四つ切りで使用する画材は自由。

(2) 応募に当たっては、①通っている学校名②学年③氏名（ふりがな）④住所⑤電話番号⑥作品名を、応募作品の裏面に記載。

(3) 応募作品は自作かつ未発表のものに限る。

(4) 応募作品の著作権は北海道に帰属するものとする。

(5) 用紙1枚につき作品1点とする。

(6) 応募作品は令和6年2月中に返却する。

### 3 応募締切

令和5年（2023年）年9月1日（金）

### 4 応募先

原子力安全対策課、原子力環境センター、後志総合振興局、13町村役場、13町村内の小・中学校

### 5 応募方法

応募者は上記4のいずれかに郵送又は持参により作品を提出するものとする。

## 第3 絵画の審査等

次の審査委員会を開催し、募集した絵画について、作品のテーマ、デザイン性等を考慮して優秀作品の選考を行い、道として賞及び副賞を付与する。

### 1 審査委員

次に掲げる者に審査委員を委嘱する。

13町村に所在する公営の美術館の学芸員

### 2 審査委員会開催時期

令和5年（2023年）9月中旬（予定）

### 3 賞及び賞品

(1) 最優秀賞 1点 賞状及び副賞（5千円分の図書券）

(2) 優秀賞 11点 賞状及び副賞（3千円分の図書券）

(3) 佳作 10点程度 賞状及び副賞（1千円分の図書券）

## 第4 入賞発表及び表彰

### 1 入賞者の発表

入賞者は道原子力安全対策課ホームページで公表する。

### 2 表彰

最優秀賞については表彰式を開催し、入賞者を表彰する。その他の賞については、所属する学校を通じて応募者本人にあてて賞状及び副賞を付与する。

## 第5 応募作品の利用

本要領第2の2（2）①、②、③及び⑥を表示した上で次の用途に利用する。

### 1 入賞作品

カレンダーに掲載し13町村の全戸及び関係機関に配布する。

### 2 全応募作品

展示会を開催し掲示する。

また、最優秀作品を原子力安全対策課で作成する広報誌やホームページ等で利用することがある。

## 第6 その他

その他必要な事項については、別に定める。